

2020年7月9日

刑事弁護人の立場から見た 各論点への懸念

性犯罪に関する刑事法検討会第3回会議
後藤貞人（大阪弁護士会）

おおまかな目次

- 1 性犯罪であっても虚偽申告が混在しうる
- 2 不同意性交罪の創設がもたらす懸念
- 3 監護者要件の緩和がもたらす懸念
- 4 司法面接を証言に代えることがもたらす懸念
- 5 まとめ

私は無罪です

性犯罪にも
虚偽申告は混在しうる

ある事件

弱冠14歳の少女がありもしない強姦被害等をでっち上げるまでして告訴すること自体非常に考えにくいことであって、もしそのような稀有なことがあるとすればよほどの特殊な事情がなければならぬと考えられるところ、本件全証拠を子細に検討しても、そのような事情は一切認められない。

一審判決

一審判決

被告人が、言語道断にも、このような深刻な被害状況にもかかわらず、被告人は、不合理な弁解に終始して本件各犯行を全面的に否認し、反省の情が皆無であるばかりか、挙げ句には、被害をでっち上げたなどと誹謗中傷するまでに至っている。

量刑理由

ある事件

関係証拠を子細に検討してみても、一審判決の当時、わずか14歳にすぎない被害少女が、自らが強姦されたなどもありもしない被害事実を主張して、被告人に対し虚偽の刑事告訴をしなければならない事情を見出すことはできない。その証言の内容についても、それなりに具体的で、格別不自然なところはなく、一審公判廷における証言態度も真摯なものと認められる。

控訴審判決

冤罪を防ぐために

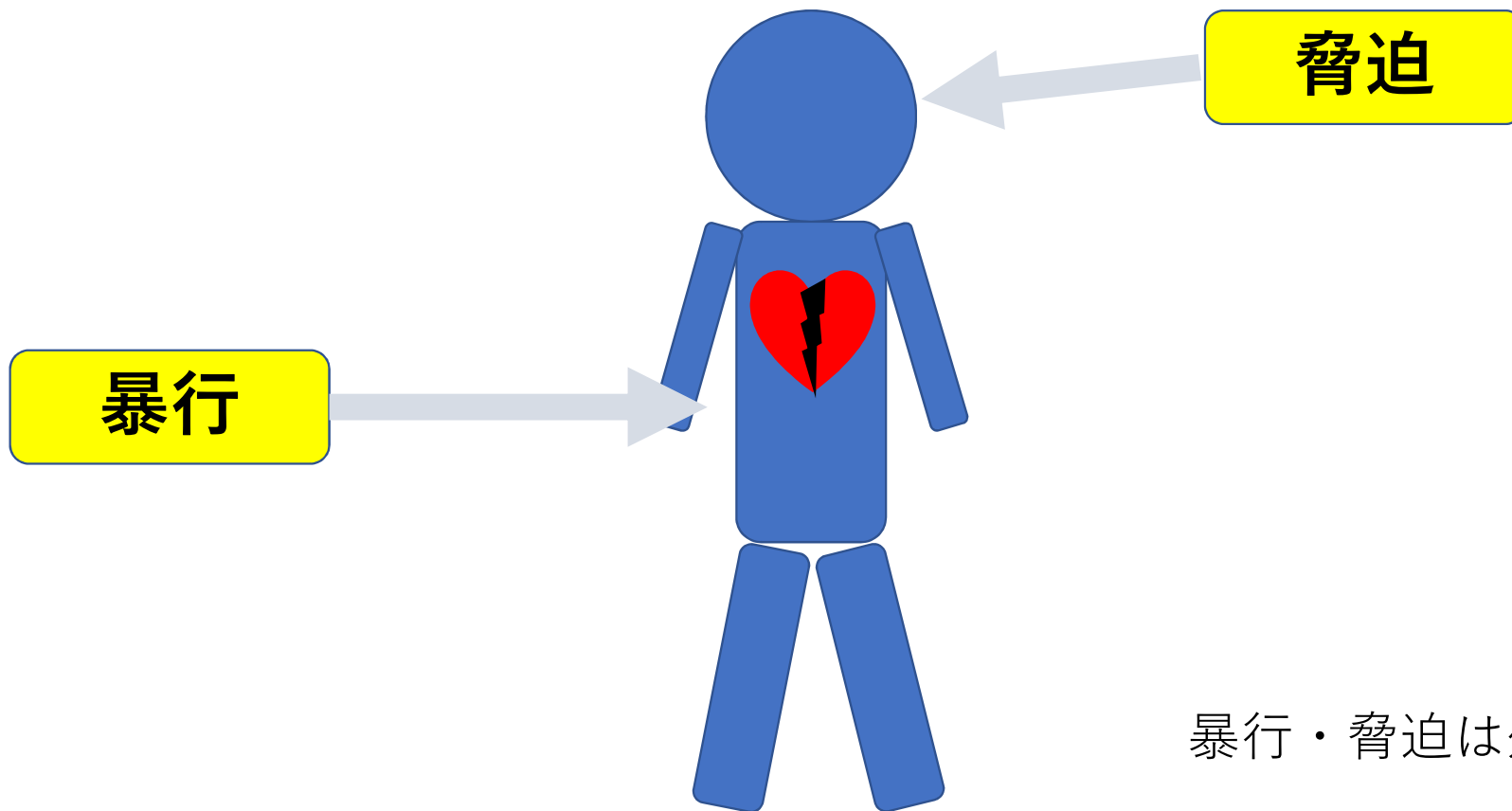
「被害者」証人の話が、他の証拠によって虚偽や誇張だと明らかになることは実際にある

検察官も裁判官もそれを容易に見抜けない

明らかにならないもののなかに冤罪が含まれている

他の裁判と同様、証人の証言の吟味はおろそかにできない

不同意性交罪の創設が もたらす懸念



暴行・脅迫は外部的行為

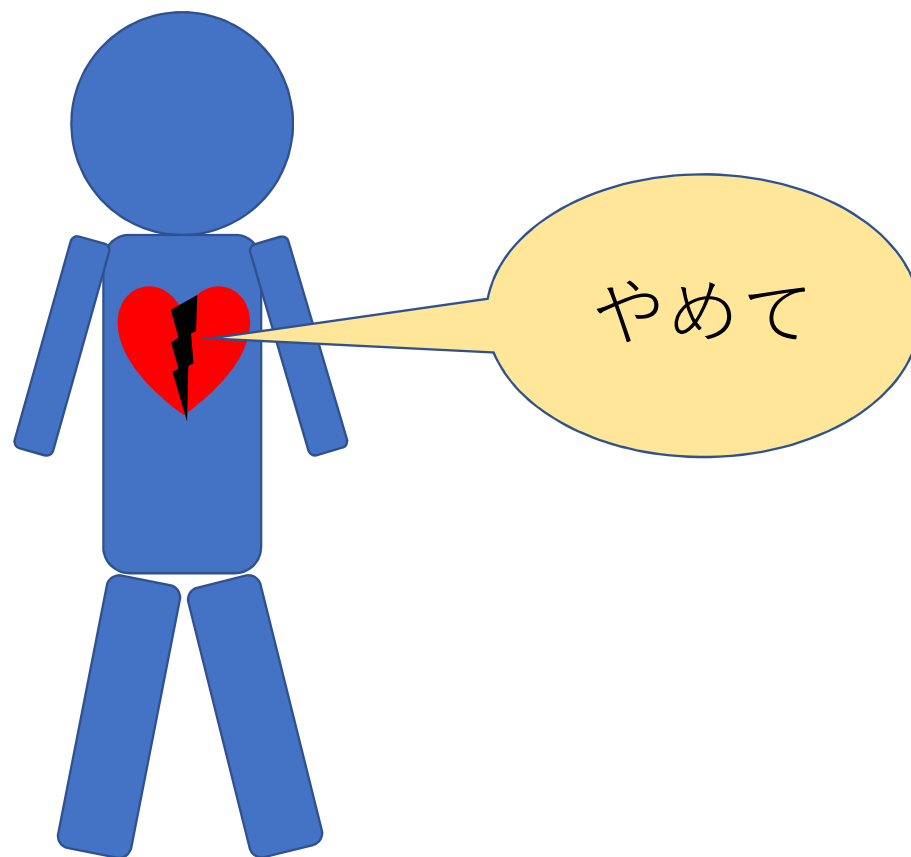
内心は外部にみえない

内心は外部に見えない

内心が不同意でも、気づけない場合がある

後からウソをつかれても証拠に基づく反論が困難

「暴行・脅迫」のような外部的行為の存否ではなく、内心だけで決めることは冤罪を生む危険



表示があったとしても

「受け入れる」と「受け入れない」
迷いや同時存在はありうる

後から、あのとき「迷いはなかった」と言われても
証拠に基づく反論が困難

「暴行・脅迫」のような外部的行為がなければ、
表示があっても冤罪を生む危険

監護者要件の緩和

冤罪を防ぐために

関係性があれば常に犯罪的な性行為とは限らない

暴行・脅迫がない性行為について、関係性だけで被害申告されると、地位を利用していない反証が困難

→立証責任が事実上転換されてしまう

「暴行・脅迫」のような外部的行為の存否ではなく、関係性で決めることは、冤罪を生む危険

司法面接の主尋問代替

① 理想的な司法面接は実現できるのか

面接前の汚染を防げない

面接時の誤りを防げない

② 主尋問と反対尋問が同時にされない

「司法面接の現実」

事前にある程度捜査をする

捜査情報を知った検察官が面接する

客観証拠とのすりあわせをする

矛盾部分が生じたときは修正する

供述調書以上に誘導が混じる危険がある

理想的な司法面接は 実現できるか

面接前の汚染

出来事→親族→警察官→司法面接

汚染を完全に防止することは不可能

面接時の問題

誘導が混ざらない手順は完成できるか

正しい手順が遵守される保障はあるか

主・反対尋問の同時性

司法面接（主尋問）



反対尋問

出来事自体を忘れた
司法面接（主尋問）で何と言ったか忘れた
思い出したくない
司法面接のとおり

冤罪を防ぐために

司法面接前の汚染は防ぎがたい

理想的な司法面接の実現は困難

司法面接を主尋問に代えると、信用性判断に必要な
反対尋問ができない

証人尋問の原則を否定することは、被告人の
反証の機会を失わせ、冤罪を生む危険

おわりに

性犯罪被害にも虚偽申告は混在しうる

性犯罪の冤罪はやむを得ないとは言えない

2020年7月9日

刑事弁護人の立場から見た 各論点への懸念

性犯罪に関する刑事法検討会第3回会議
後藤貞人（大阪弁護士会）